

ケアマネジャーだより

介護保険のサービスでは、要介護1～5の方の介護サービスが、要支援1・2の方は介護予防サービスが、それぞれ利用できます。心身の状態などに合ったサービスを選んで有効に活用してください。

分類	サービスの種類	対象者			
		要介護者	要支援者	事業対象者	
在宅サービス	通所して利用する	通所介護・通所リハビリテーション・通所型サービス	○	○	○※1
	訪問を受けて利用する	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問型サービス 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	○	○	○※2
	居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与・福祉用具販売	○	○	
		住宅改修	○	○	
	短期入所する	短期入所生活介護・短期入所療養介護	○	○	
	在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護	○	○	
施設サービス	施設に入所する	介護老人福祉施設	○		
		介護老人保健施設			
		介護療養型医療施設			
		介護医療院			
地域密着型サービス	訪問・宿泊等	小規模多機能型居宅介護	○	○	
	施設に入所する	認知症対応型共同生活介護	○	○	
	通所して利用する	認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護	○	○	
	訪問を受けて利用する	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	○		
		夜間対応型訪問介護	○		
	訪問・宿泊等	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	○		
	施設に入所する	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○		
	在宅に近い暮らしをする	地域密着型特定施設入居者生活介護	○		

※1 事業対象者は通所型サービスのみ ※2 事業対象者は訪問型サービス、通所型サービス

通所して利用する在宅サービスの例

通所介護 要介護1～5の方

食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

- 施設への送迎
- レクリエーションなどの交流活動
- 日常生活動作の訓練
- 健康状態の確認

通所リハビリテーション 要介護1～5の方

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や理学療法士や作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを日帰りで行います。

介護予防通所リハビリテーション 要支援1・2の方

老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

- 介護保険サービスについての相談窓口 神戸町社協居宅介護支援事業所 ☎ 0584-28-1025

弁護士による 無料法律相談

日時 2月15日(水)
10:00～15:00(1件30分)

場所 神戸町社会福祉協議会 会議室

相談員 川島和男 弁護士

定員 8名(事前予約制)
※神戸町在住の方に限ります

要予約

心配ごと相談

日時 1月15・22日、
2月8・15・22日、
3月8・15・22日
※15日は行政相談、
22日は人権相談をかねます
13:00～16:00

場所 神戸町役場 相談室



予約不要

- お問い合わせ・お申し込み先 神戸町社会福祉協議会 ☎ 0584-28-0223